〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

［削る。］

５．　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

１．　［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

５．「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）(経過措置ベース)」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６．　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

第明治三十種郵便物認可